

令和7年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会

会 議 録

令和7年11月21日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録

令和7年11月21日(金) 午後2時開議

ホテルウェルビューかごしま 2階 潮騒

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 同意第1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任
について同意を求める件
- 日程第 6 同意第2号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任につ
いて同意を求める件（議員選出監査委員）
- 日程第 7 承認第1号 専決処分の承認を求める件（令和7年度鹿児島県後期高
齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号））
- 日程第 8 認定第1号 令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳
入歳出決算の認定の件
- 日程第 9 認定第2号 令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第10 議案第7号 令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補
正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16人）

1 番	下 鶴	隆 央	議 員	2 番	川 越	桂 路	議 員
4 番	打 越	明 司	議 員	5 番	八 板	俊 輔	議 員
7 番	持 留	良 一	議 員	8 番	竹 田	正 博	議 員
9 番	山 田	義 盛	議 員	10番	中 重	真 一	議 員
11番	松 元	正 明	議 員	12番	小 山 田	邦 弘	議 員
14番	新 改	秀 作	議 員	15番	木 佐 貫	徳 和	議 員
16番	小 園	裕 康	議 員	17番	石 田 尾	茂 樹	議 員
19番	隈 崎	悦 男	議 員	20番	米 田	信 也	議 員

欠席議員（3人）

3 番	杉 本	尚 喜	議 員	6 番	尾 脇	雅 弥	議 員
13番	上 野	俊 市	議 員				

説明のため出席した者（15人）

広域連合長	中 西	茂 君	副広域連合長	永 野	和 行 君
事務局長	松 元	祐 成 君	次長兼総務課長	窪	通 郎 君
業務課長	園 田	健 一 君	総務課主査	吉 田	敬 子 君
総務課主事	竹 山	雅 道 君	総務課主査	瀬 戸 口	勝 也 君
業務課主事	鶴 留	一 也 君	業務課主査	永 井	直 矢 君
業務課主事	福 島	英 之 君	業務課主事	大 迫	真 紀 君
業務課主査	谷 山	潤 一 君	業務課主査	坂 下	喜 美 子 君
業務課主査	上 野	美 由 紀 君			

職務のため出席した者（1人）

事務局主査	船 倉	隆 博 君
-------	-----	-------

＝開会：午後 2 時 5 分＝

○議長（川越 桂路君） これより、令和 7 年鹿児島県後期高齢者医療後期連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（川越 桂路君） この際、諸般の報告をいたします。

まず、議員異動の報告があります。

本年 2 月開催の令和 7 年第 1 回定例会以降の広域連合議会議員の異動については、配布いたしております「議員異動報告書」のとおりであります。

次に配布いたしましたとおり、監査委員から地方自治法第 199 条第 9 項の規定による「令和 7 年度定期監査」及び同法第 235 条の 2 第 3 項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

○議長（川越 桂路君） 本日の議事日程は、配布いたしました議事日程〔第 1 号〕のとおりであります。

○議長（川越 桂路君） それでは、日程第 1 「議席の指定」を行います。

去る令和 7 年 5 月 28 日付、7 月 10 日付、8 月 4 日付、及び 10 月 1 日付の告示により実施された広域連合議会議員の補欠選挙で当選されました、八板俊輔議員、上野俊市議員、新改秀作議員、木佐貫徳和議員、米田信也議員、竹田正博議員、山田義盛議員、及び石田尾茂樹議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、八板俊輔議員を 5 番、上野俊市議員を 13 番、新改秀作議員を 14 番、木佐貫徳和議員を 15 番、米田信也議員を 20 番、竹田正博議員を 8 番、山田義盛議員を 9 番、及び石田尾茂樹議員を 17 番に指定いたします。

○議長（川越 桂路君） 次に、日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号 1 番下鶴隆央議員、及び議席番号 19 番隈崎悦男議員を指名いたします。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は本日 1 日といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法については議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

副議長に木佐貫徳和議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました木佐貫徳和議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって指名いたしました、木佐貫徳和議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました、木佐貫徳和議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで新副議長の木佐貫徳和議員を紹介いたします。

木佐貫徳和議員。

○副議長（木佐貫 徳和君） 議長

〔木佐貫徳和議員 起立〕

○副議長（木佐貫 徳和君） 議長のお許しをいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

ただいま副議長に選任いただきました、南大隅町議会議長の木佐貫徳和でございます。広域連合議会の副議長という立場から川越議長を補佐し、全力をもって

その職責を果たし、議会の公正公平な運営がなされるよう努めてまいり所存でございますので、議員の皆様方の御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任の挨拶をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔木佐貫徳和議員 着席〕

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第5 同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

ここで広域連合長の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西茂広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 議案書の1ページをお開きください。

同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」について、提案理由を御説明いたします。

当広域連合の副広域連合長の選任につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第162条及び広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

選任いたしたい方は、肝属郡肝付町、永野和行氏です。現在、肝付町長でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔中西茂広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」について採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

〔永野和行副広域連合長 議場へ入場〕

○議長（川越 桂路君） ただいま選任されました、永野和行副広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

永野副広域連合長。

〔永野和行副広域連合長 起立〕

○副広域連合長（永野 和行君） はい。議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副連合長に選任をいただきました、肝付町長の永野和行でございます。

本制度の運営にあたり、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう中西広域連合長を補佐し、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては今後とも御協力、御指導賜りますようお願い申し上げます。副広域連合長就任にあたりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

〔永野和行副広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） ここで中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 令和7年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回

定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、令和7年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用の中、御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本県の後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ構成市町村の皆様方の御協力により、円滑な運営が図られていることに深く感謝を申し上げます。

また、ただいま、永野副広域連合長の選任について、御同意いただき改めて御礼を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、発足から18年目を迎えておりますが、少子高齢化が急速に進行し、それに伴い様々な制度改正が行われてきているところであります。

高額療養費制度の見直しにつきましても、方針決定に向け国において検討されているところでありますが、引き続き議論の行方を注視していく必要があるものと認識をしております。

本日は、予算議案を含め7件の議案等を提出しております。

議員の皆様には、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いたします。

〔中西広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 次に、日程第6 同意第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新改秀作議員の退席を求めます。

〔新改秀作議員 退席〕

ここで当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） それでは、議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

同意第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」について、提案理由を御説明申し上げます。

当広域連合の監査委員のうち、議員のうちから選任する監査委員につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため提案するものであります。

選任したい方は、薩摩郡さつま町、新改秀作氏です。現在、さつま町議会議長でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔中西広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、同意第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は同意することに決しました。

新改秀作議員の入場を求めます。

〔新改秀作議員 再入場 着席〕

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求める件」を議題といたします。

ここで当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、承認第1号「専決処分の承認を求める件」につきまして、御説明申し上げます。

議案の5ページをお開きください。

本年4月に国が決定した、全ての後期高齢者に資格確認書を令和8年7月まで交付するという暫定運用を継続することに伴い、この暫定運用の継続を周知するリーフレットを本年7月の資格確認書の送付の前に、被保険者に本年5月頃までに、遅くとも6月中旬頃までの間に個別に送付していただきたい、との国の要請があったところでございます。

当広域連合といたしましても、全ての被保険者にリーフレットを送付するという判断をいたしました。

その経費に係る「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を編成することといたしましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和7年4月14日付で地方自治法第179条第1項の規定により補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

7ページをお開きください。

令和7年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,635万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,019億3,363万7千円とするものでございます。

それでは事項別明細書で御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。まず歳入でございます。

2款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金を、3,635万5千円増額いたしております。これは特別調整交付金として計上いたしましたものでございます。

次に歳出でございます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費を、3,635万5千円増額いたしております。これはリーフレットの作成等業務委託に係る経費と、県内の被保険者全員に発送した郵便料を計上いたしましたものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

[松元事務局長 着席]

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求める件」について採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は承認されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第8 認定第1号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

[松元事務局長 起立]

○事務局長（松元 祐成君） それでは、認定第1号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案の22ページ、23ページをお開きください。歳入でございます。

表の一番下でございます、歳入合計欄の予算現額9,946万1千円に対しまして、調定額、収入済額ともに9,954万7,398円で、不納欠損額、収入未済額ともございません。

24ページ、25ページをお開きください。歳出でございます。

表の一番下にございます、歳出合計欄の予算現額9,946万1千円に対しまして、支出済額は9,102万244円でございます。

欄外の歳入歳出差引残額は852万7,154円で、純繰越額として令和7年度予算に繰り越されます。

28ページ、29ページをお開きください。

主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金 2款1項 繰越金は、ともに全額が収入済みとなっております。

30ページ、31ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項 議会費は、議員報酬、議場音響設備及び会議録作成委託料、会場借上料が主な支出でございます。

令和6年度は、定例会を11月と2月に2回開催したところでございます。

2款 総務費 1項 総務管理費は総支出額8,860万円余りのうち、およそ4分の3を占める6,922万円余りを総務課等派遣職員9人に係る給与等負担金として支出いたしましたほか、事務室の借上料、消耗品費などを支出いたしております。

32ページ、33ページをお開きください。

2項 選挙費は、選挙管理委員会、広域連合議会議員選挙に係るものでございます。

3項 監査委員費は、委員報酬、費用弁償などでございます。

3款1項 予備費の流用はございませんでした。

表の一番下にございますように、歳出の不用額合計は844万756円でございました。

41ページをお開きください。

「財産に関する調書」の「1 公有財産」につきましては、該当はございません。

「2 物品」につきましては、取得価格100万円以上のものを記載しております。

平成19年度に購入した公用車1台を老朽化に伴い、令和6年5月末に廃棄後、令和6年7月末からリース契約に変更したため、令和6年度末現在高は0になったものでございます。

「3 債券」及び「4 基金」につきましては、該当はございません。

81ページをお開きください。

監査委員の決算審査意見でございます。

一般会計及び、後ほど説明いたします後期高齢者医療特別会計の決算につきまして、本年7月29日に監査委員の審査を受けております。

「第4 審査の結果」にございますように、「各会計の歳入歳出決算書等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その係数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行状況、財産の管理については、概ね適正に処理されていることを認めた。」との意見を受けております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、認定第1号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

お諮りいたします。

本件については認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は認定されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第9 認定第2号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題とい

たします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、認定第2号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして御説明申し上げます。

議案の48ページ、49ページをお開きください。

表の一番下にございます、歳入合計欄を御覧ください。

予算現額合計3,032億5,766万8千円に対しまして、調定額合計3,033億6,133万285円、収入済額合計3,033億4,402万4,444円、不納欠損額合計62万6,085円、収入未済額合計1,667万9,756円となっております。

50ページ、51ページをお開きください。

表の一番下にございます、歳出合計欄を御覧ください。

予算現額合計3,032億5,766万8千円に対しまして、歳出済額合計2,985億3,439万8,484円、不用額合計47億2,326万9,516円となっております。

歳入歳出差引残額は50ページの表の下、欄外にございますとおり48億962万5,960円となり、翌年度へ繰り越しております。

それでは、事項別明細書に従いまして主なものを御説明いたします。

54ページ、55ページをお開きください。まず歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金につきましては、調定額全額が収入済みとなっております。

2目 保険料等負担金につきましては、市町村で徴収し、納入いただいた保険料収入額が見込みより少なかったため、予算現額に対しまして1,691万8,282円の収入減となっております。

引き続き収入対策を各市町村におきまして取り組んでいただいておりますこ

とに感謝申し上げます。

3目 療養給付費負担金につきましては、療養給付費が見込みより少なかったため、予算現額に対しまして4億4,081万2,186円の収入減となっております。

2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費負担金につきましては、療養給付費が見込みより多かったため、予算現額に対しまして8億1万4,212円の収入増となっております。これは交付額が交付申請額を上回ったことによるもので、交付額が実績額を超過した分につきましては、後ほど令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算で御説明いたしますが、令和7年度での精算、返納となります。

2項 国庫補助金 1目 調整交付金につきましては、普通調整交付金及び特別調整交付金の総額で、予算現額に対しまして9億8,507万2千円の収入増となっております。

2目 後期高齢者医療制度事業費補助金につきましては、予算現額に対しまして56万1,646円の収入増となっております。

56ページ、57ページをお開きください。

3款 県支出金 1項 県負担金 1目 療養給付費負担金につきましては、予算現額に対しまして3億9,859万5,266円の収入減となっております。

2目 高額医療費負担金につきましても、予算現額に対しまして7,276万124円の収入減となっております。

2項 財政安定化基金支出金 1目 財政安定化基金交付金につきましては、予算現額4億5千万円を見込んでおりましたが、調定額、収入額ともに0円で、給付費等の実績や広域連合で設置しております、運営安定化基金の現在高などを考慮し、導入は必要ないと判断した結果でございます。

4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金につきましては、現役世代からの支援金でございますが、予算現額に対しまして2億688万5千円の収入減となっております。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金につきましては、予算現額に対しまして3,251万7,043円の収入減となっております。

6款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金につきましては、運営安定化基金利息の実績によるものでございます。

7款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 運営安定化基金繰入金につきましては、予算現額25億4,547万2千円に対しまして、調定額、収入額ともに24億101万2,560円で1億4,445万9,440円の減額になっております。

令和6・7年度保険料率改定に向けた財政調整のため、またシステム機器更改に係る令和6年度の必要経費として繰り入れたものでございます。

58ページ、59ページをお開きください。

8款 諸収入 3項 雑入 1目 第三者納付金につきましては、収入未済額560万9,215円となっております。

これは広域連合が加害者に直接請求しております、平成20年度から平成22年度分の第三者損害賠償金の未納分であり、翌年度への滞納繰り越しとなります。

2目 返納金につきましては、収入未済額1,107万541円となっております。

返納金の主なものは、県及び国の機関である九州厚生局による、保険医療機関等に対しましての指導監査等の結果に伴う、診療報酬返還金や被保険者の負担割合相違等による不当利得に伴う療養給付費の返納金でございます。

収入未済につきましては、翌年度への滞納繰り越しとなります。

9款1項1目 繰越金は全額が収入済みとなっております。

続きまして歳出でございます。60ページ、61ページをお開きください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、主に後期高齢者医療電算システムの保守運用委託料や同システムの賃借料、業務課派遣職員18人に係る人件費等負担金でございます。不用額の主なものは役務費、委託料、備品購入費の執行残でございます。

2項 医療費適正化事業費 1目 レセプト点検事業費は、主に診療報酬明細書等の二次点検業務委託、柔道整復療養費及びあんま、はり灸療養費の支給申請書点検業務委託でございます。不用額の主なものは、委託料の執行残でございます。

2目 訪問指導事業費は、主に各種訪問指導事業に係る委託料等でございます。

重複頻回受診者への訪問や要医療者等への訪問指導を実施したものでございます。不用額の主なものは、市町村実績に伴う委託料の執行残などでございます。

3目 医療懇話会費は、医療懇話会に係る委員報酬や会場使用料が主なもので、令和6年度は1回、1月に開催いたしました。

4目 医療費通知事業費は、医療費通知に係る後納郵便料や通知書作成等に係る業務委託が主なもので、1月と3月の年に2回、71万8,561件発送いたしました。

5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る委託料が主なものでございます。

62ページ、63ページをお開きください。

6目 後発医薬品普及事業費は、後発医薬品差額通知書に係る後納郵便料や通知書作成等に係る業務委託が主なもので、12月に1万5,032件発送いたしました。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費は、国保連合会を通して医療機関に支払う診療報酬の負担金でございます。

2目 療養費は、一般診療や補装具、あんま、はり灸、移送費等療養費の負担金でございます。

3目 審査支払手数料は、保険医療機関等から提出された診療報酬等の審査支払機関である国保連合会に支払う手数料でございます。

2項 高額療養諸費 1目 高額療養費は、被保険者が支払った医療機関等の一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた分につきまして、被保険者へ支払う負担金でございます。

2目 高額介護合算療養費は、医療と介護保険を利用した際に発生する自己負担額の合計が限度額を超えた場合に、被保険者に支払う負担金でございます。

3項 その他医療給付費 1目 葬祭費は、被保険者が死亡した場合に葬祭を行ったものに対しまして支払う負担金でございます。条例に基づき1件につき2万円を支払っておりますが、1万8,554件の支払いがございました。

3款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、高齢者の医療の確保に関する法律第117条に基づき、広域連合における著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、全国レベルで財政調整を行う国保中央会に支払う負担金でございます。

4款1項 支払基金拠出金 1目 出産育児支援金は、出産育児支援を全世代で支え合う制度導入に伴い令和6年度に新設されたもので、全国の被保険者数に

おける本県の被保険者数の割合で積算する負担金でございます。

5款 保健事業費 1項 健康保持増進事業費 1目 健康審査費は、長寿健診に係る補助金や口腔健診に係る委託料が主なものでございます。

長寿健診受診者は6万7,273人、受診率は26.8%でございます。口腔健診は、対象年齢をこれまでの76歳、80歳に新たに78歳を加えており、受診者数は5,765人、受診率10.1%となっております。不用額の主なものは、口腔健診に係る委託料と長寿健診の実績確定による補助金の執行残でございます。

64ページ、65ページをお開きください。

2目 一体的実施推進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う高齢者保健事業に係る委託料や補助金が主なものでございます。

3目 その他健康保持増進事業費は、適正服薬支援事業に係る委託料や鹿児島県後期高齢者医療制度特別対策補助金事業に係る市町村への補助金でございます。

6款1項 基金積立金 1目 運営安定化基金積立金は、保険給付のための財源と保険料率の調整を図るための財源とし、また標準システムの機器更改費用の単年度での費用計上における市町村負担金の急激な増額を抑えるために積み立てているものでございます。

7款 公債費 1項1目 利子は、一時借入金が必要な場合に金融機関に支払うときの利息として予算計上しておりましたが、執行はございませんでした。

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 保険料還付金は、賦課年度内に還付できなかった過誤納金を還付するものでございます。不用額は、過誤納金の実績確定によるものでございます。

66ページ、67ページをお開きください。

4目 償還金は、令和6年度に受け入れた国、県等の負担金等につきまして、当該年度における医療給付費等の実績確定に基づく精算により、超過交付分の返還を行ったものでございます。償還金の内容は67ページの備考欄に記載のとおりでございます。

9款1項1目 予備費は、表の一番右の備考欄に記載のとおり 1款 総務費 2項 医療適正化事業費 4目 医療費通知事業費の 11節 役務費へ213万4千円を、また 8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 4目 償

還金の22節 償還金利子及び割引料へ49万6千円をそれぞれ流用いたしております。

歳出における不用額の合計は、47億2,326万9,516円となっております。

続きまして71ページ「実質収支に関する調書」を御覧ください。

歳入歳出差引額が48億962万5,960円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額となり、純繰越額として同額を令和7年度へ繰り越すこととなります。

なお、監査委員の決算審査結果につきましては、先ほど一般会計の説明の際に申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより質疑に入ります。

それでは、通告による発言を許可いたします。

なお、質疑の回数は会議規則第48条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回を超えることはできず、また、発言の時間は申し合わせにより答弁を含め一人30分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

7番、持留良一議員。

〔持留議員 起立〕

○7番（持留 良一君） はい。議長。

それでは質問の時間をいただきましたので、質疑をしたいと思います。

認定第2号の件ですが、この年度は保険料の改定、また出産育児支援金等の負担、これらが新たに高齢者の生活にのしかかったというふうに認識をしています。厚労省の試算でも一人当たり約4千円プラスだったんじゃないかというような試算もされています。

そこで今回の6年度はどういう問題、課題等が起きたかということを見ていながら、この認定についての判断もしたいというふうに思っています。

1つ目が保険料の改定ですね。保険料率が引き上げられたんですけども、その改めて理由についてお聞きをしたいと思います。それから、一人当たりの年間保険料の推移と影響です。3点目が、高齢者負担率の算定方法がなぜ見直されたのか、この点についてお聞きをしたいと思います。4点目に、保険料に所得割がかかる高所得者への負担の数値はどうだったかと、ここも含めて新たな負担を求める仕組みがあるんじゃないかなというふうに思います。そういうことによって医療費の変化はどうだったのか。国は長瀬効果ということで、患者負担が増えれば医療費が減ることを期待していたもので、そういう取組、考え方の効果があるらしいですけども、受診抑制があったのではないかというふうに考えますが、この点についての認識をお願いしたいと思います。

2点目は、医療窓口負担が導入され、昨年度は3年目ということによる負担増による影響、また医療費への影響はどうだったのかということから、一人当たりの医療費の伸びと、その結果に対する認識はどうでしたかということです。

3点目に結局そういうことによって、保険料の滞納が出てくる懸念、心配があるわけですけども、そのこのところを見ておきたいということで、滞納者の人数、差し押さえ件数、差し押さえ金額、その内容と差し押さえを実施している市町村から広域連合で生活実態をどのように把握されているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

そして4点目は保健事業です。先ほども、介護と保健の一体の取組ということで、やはり医療費を抑えるためには、安心して高齢者の方々が病院にかかって、早期発見、早期治療を含めた、そういう取組が必要です。そういう意味では保健事業というのは各市町村との連携でも重要になってきていると思うんですが、この点での事業の成果と課題、この点についてお聞きをしたいと思います。

〔持留議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 今、持留議員から大きく4点の質問をいただきました。

順次、答弁させていただきます。

まず、保険料率についてでございます。

保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条により、2年に一度

改定を行いますが、国の試算通知に基づき後期高齢者医療の伸び率の傾向などから試算する医療給付費の合計の費用から、国、県、市町村の公費負担分、現役世代からの後期高齢者支援金等の収入を差し引いた額を保険料として算定しております。この保険料を被保険者から徴収することとなります。

なお、当広域連合では保健事業に力を入れ、医療費の抑制に努めておりますが、年々医療の高度化や団塊世代の加入、それと平均寿命が延びていること等もありまして、被保険者の増加傾向は続いておりますこと、また医療給付費の費用は上昇していることから保険料率は引き上げざるを得ない状況となっております。

一人当たり年間保険料についてでございます。

各年度の保険料調定額を平均被保険者数で除した一人当たりの年間保険料の推移でございますが、令和2年度は6万900円、令和3年度は6万1,900円、令和4年度は6万5,700円、令和5年度は6万6,300円、令和6年度は7万2,800円となっております。

高齢者負担率についてでございますが、現役世代から支援される後期高齢者支援金の算定基礎となる後期高齢者負担率につきましては、これまで後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者負担金の比率に配慮して算定されておりましたが、少子高齢化による人口構成の変化により、後期高齢者医療制度導入時の平成20年度に比べ後期高齢者が負担する保険料は1.2倍になっておりますが、現役世代が支援する後期高齢者支援金は1.7倍に増えておりまして、現役世代の負担がより重くなってきております。

そのため、人口動態の状況に対処できる持続可能な仕組みとなるよう、令和5年度の高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、令和6年度以降の後期高齢者負担率につきましては、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるように見直されたところでございます。

全ての被保険者が等しく負担する均等割についてでございますが、令和4・5年度は5万6,900円、令和6・7年度は5万9,900円となっており、3千円の増加となっているところでございます。

医療費の変化・推移についてでございますが、医療費は年々増加してございまして令和2年度から令和6年度までの総医療費、対前年度比は令和2年度が2,864億円3.4%減、令和3年度が2,894億円1.1%増、令和4年度が2,967億円2.5%増、令和5年度が3,068億円3.4%増、令和6年度が3,148億円2.6%増となっております。

医療費が年々増加している理由としましては、団塊世代が後期高齢者医療に加入し、被保険者数が増加したことや、高額な医療機器の導入、新しい治療法、新薬の使用等による医療の高度化が要因として挙げられます。

当広域連合といたしましては、健康寿命の延伸を目的とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の市町村への委託及びそれに対する支援、それから適正服薬支援のほか、後発医薬品の使用促進、レセプト点検の強化などにより医療費適正化につながる対策の推進に努めているところでございます。

窓口2割負担関係でございます。

令和4年10月から窓口2割負担が導入され、当広域連合の令和6年度における2割負担の平均被保険者数は3万9,186人、全体の被保険者は27万6,124人でありますので、全体に占める2割負担の割合は14.2%となっております。

令和6年度における窓口2割負担の導入による影響額でございますが、広域連合が負担する医療給付費が5億5,159万円減少していると試算したところでございます。

2割負担の方における一人当たりの医療費の伸びと、その結果に対する認識についてでございますが、配慮措置が導入された令和4年度が一人当たり医療費は96万1,925円、令和5年度が98万8,585円で対前年度比2.8%増、令和6年度が99万6,500円で対前年度比0.2%増となっております。増加の要因は繰り返しになりますが、高額な医療機器の導入や新しい治療法、新薬の使用等による医療の高度化が増加の要因と考えております。

保険料の滞納関係についてでございます。

令和6年度の滞納者数は2,866人で、前年度と比較すると125人の増加となりました。内訳は前年度分が1,991人。前年度以前の滞納繰越分が875人になります。

市町村におきましては滞納者に対しまして、督促状や催告書の発送、滞納処分等を実施し、収納対策を行っておりますが、市町村で滞納者の生活状況等を確認した上で、無財産や生活困窮等の場合には滞納処分の執行停止をするなど、高齢者の生活に寄り添いながら、今後も収納率向上に努めていこうとしているところでございます。

滞納処分は保険料を徴収する市町村で実施しておりますが、差し押さえは後期高齢者医療保険料のみならず、市町村民税等の他の税目と合わせて行っていると

伺っております。令和6年度に市町村が行った後期高齢者医療保険料に係る差し押さえは277件で、金額は1,429万9,319円、主な差し押さえ財産は預貯金となります。なお、差し押さえは全市町村の半数近い21市町村で行っております。

当広域連合では、令和7年度から後期高齢者医療保険料の滞納整理に係る専門知識の習得やスキル向上を目的として、国保連が開催する市町村の徴収職員を対象とした収納担当者研修会に参加を案内するなど、収納率向上に努めているところでございます。

4点目の保健事業についての事業の成果と課題でございますが、令和6年度の保健事業の成果といたしましては長寿健診受診率は26.8%になり、前年度と比較して0.7ポイント上昇いたしました。

また、国の方針のもと後期高齢者の健康保持と重症化予防を目的として、市町村や関係機関と連携した一体的実施に取り組んでおり、目標としていた令和6年度までの全43市町村実施に向けて令和6年度は41市町村で取り組んでまいりましたが、本年度は県内43全ての市町村において取り組むことができ、被保険者の個別支援や通いの場での健康教育等によりフレイル予防、服薬支援など、県内全域で後期高齢者への支援体制が確保されつつあります。

一体的実施の令和6年度の取組状況といたしましては、低栄養や口腔、重症化予防等の個別支援を延べ1万3,744人、通いの場等における健康教育等を延べ8万6,554人に対して実施しているところであり、実施事業数は全国平均6.1事業を上回り、全国で2番目に多い8.7事業の取組を実施しており、被保険者の皆様の健康意識の向上に貢献できていると考えております。

一方で、保健師等の医療専門職の確保が難しい市町村があり、事業の実施体制に差が生じるなど、一体的実施が広がる中で事業の質をどのように高めていくかが、今後の重要な課題と認識しているところでございます。

広域連合といたしましては、引き続き市町村と連携し、研修や事例共有などの支援を通じて事業の質の向上と実施体制の強化を図り、被保険者の皆様の健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指して今後とも効果的な保健事業の展開に努めてまいりたいと考えております。以上です。

[松元事務局長 着席]

○議長（川越 桂路君） 持留議員の方から他に発言ございますか。

○7番（持留 良一君） はい、議長

○議長（川越 桂路君） 持留良一議員。

〔持留議員 起立〕

○7番（持留 良一君） 再質問2点ほどさせていただきたいと思います。

やはり問題は財政運営だろうと思うんですね。高齢者から新たな負担となると、当然、生活への影響が出てくるという問題。そういう中に医療を受けるということは医療を差し控えなきゃならないという問題で、本当に健康がどう維持されていくのかというこの制度そのものが根幹的に揺らぐか、そういう状況があるんじゃないかなと思います。

令和7年6月4日、全国後期高齢者医療広域連合協議会が国に出した要望書があるんですが、その財政運営についてですけれども、全世代型社会保障制度改革を進めるにあたり、近年の物価高騰が続く中で子ども子育て支援金制度の導入など被保険者である高齢者にとって、今後負担が増大することが懸念されるということも書かれて、国に対しての国の支援、これ当然国が責任を持って支援をしていくということが、高齢者の方々にとっても、生活、暮らしを守る、大変重要だというふうに思うんですが、そういう中で、新聞記事にも載ってたんですけども、高齢者の方がもう10月、負担増が配慮措置がなくなるということで、その結果、約2万円が負担増になると。そうするともう物価高騰で生活ができないと、治る病気も治せなくなると。そうするとますます悪化して、医療費が高騰して結果として高騰していくということになるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで改めてお聞きしますけども、値上げの妥当性はどうだったのかということと、新たな負担は高齢者の健康と暮らしに大きな影響を与えたのではないか。この2点についてお聞きをしたいと思います。

〔持留議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 先ほども申し上げましたが、近年、医療費は増加傾向にあります。最近の医療給付費の動向を申し上げますと、高齢化や医療技術の進歩、医療提供の多様化、新薬の使用等の様々な要因により増加が続いているところでございます。

厚生労働省が発表した令和6年度概算医療費の動向によりますと、令和6年度

の国内の医療費総額は高齢化の影響で過去最大の48兆円となり、前年度と比べて7千億円増加しているということでもあります。一方、当広域連合でも、後期高齢者医療費は対前年度比で80億円増加しており、国の通知に基づき給付費の増加傾向を推計して算出した結果、保険料率を引き上げることとしたところでございます。

令和6・7年度の保険料率改定は、そういう意味では概ね妥当であったというふうに考えております。以上です。

[松元事務局長 着席]

- 議長（川越 桂路君） 持留議員の方から他に発言はございますか。
- 7番（持留 良一君） 時間ありませんので次に移ってください。
- 議長（川越 桂路君） それでは特に発言がないということでよろしいでしょうか。
- 7番（持留 良一君） はい。
- 議長（川越 桂路君） それでは持留議員の方から特に発言はないようですので、以上で持留議員の質疑を終了いたします。

他に発言がなければ、以上で通告による質疑を終わります。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、申し合わせにより、討論の回数は一議題につき1回限り、討論の時間は一人10分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

7番、持留良一議員。

[持留議員 起立]

- 7番（持留 良一君） はい。それでは認定第2号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

高齢者は「多年にわたり社会の進展に寄与してきた者」、「豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」と老人福祉法には明記されています。

高齢者の生活は物価高騰による年金生活者の実質所得が約11万円も減って

います。さらに、引き続きの保険料の値上げなどがあり、高齢者の経済的環境は一層厳しさが増してきているのが現状です。

保険制度においては、窓口負担は75歳以上の単身世帯200万円以上、複数世帯320万円以上の2割負担世帯の負担額は、配慮措置が終了したことで多くなりました。保険料は所得割や限度額の激変緩和措置が令和6年度で終了し、令和7年度から値上げになる方もいらっしゃいます。

高齢者の多くは年金収入のみで暮らしており、医療や介護が必要な時期に負担が増えることは命と暮らしの危機に直面する問題です。現役世代にとっても、親世代が安心して医療や介護を受けられることは、自身の働き方や生活の安定、将来の安定にもつながるものです。

社会保障は全ての人の基本的な権利です。誰かの負担を減らすために、誰かの負担を増やすという発想ではなくて、国が責任を持って全ての世代を支える仕組みへ転化することが必要と考えます。その財源も、高齢者の安心を削るのではなくて、この負担の原則に基づき莫大な利益を受けている富裕層や大企業に応分の負担を求め、確保することが先決ではないでしょうか。高齢者の命や暮らしに多大な影響を及ぼす社会保障の改悪ではなく、国庫負担などを増やすことが急務になっています。

最後に、後期高齢者医療制度は75歳以上という枠を作り、その中で事業運用することには限界があります。年毎に高齢者、後期高齢者負担と保険料の改定を行うことが制度化され、このような観点から高齢者の命を守る制度がその役割を果たしているのか疑問です。

75歳以上の県民の命、健康、暮らしを支えるためにも、後期高齢者医療制度の改めて廃止を求めて、「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について反対の討論とします。

〔持留議員 着席〕

○議長(川越 桂路君) 他に発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

これより表決に入ります。

それでは、認定第2号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件は反対討論がありましたので、この採決は起立表決により行います。

お諮りいたします。

本件について認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

「起立多数」であります。

よって本件は認定されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第10 議案第7号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔議長〕と呼ぶ者あり]

松元事務局長。

[松元事務局長 起立]

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第7号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

議案の125ページをお開きください。

今回の補正予算は、令和6年度決算の確定に伴い、歳入歳出それぞれ852万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,222万5千円とするものでございます。

132ページ、133ページをお開きください。

事項別明細書により御説明いたします。歳入でございます。

2款1項1目 繰越金につきましては、令和6年度一般会計の純繰越額852万7千円から、令和7年度当初予算に計上しておりました、1千円を差し引いた残りの852万6千円を計上いたしております。

133ページを御覧ください。歳出でございます。

歳入における繰越金の増額分852万6千円を、現時点では特段の用途を予定していないことから、3款1項1目 予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

[松元事務局長 着席]

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、議案第7号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第11 議案第8号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第8号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして御説明申し上げます。

議案の135ページをお開きください。

今回の補正は、主に令和6年度決算におきまして療養給付費負担金、高額医療費負担金、繰越金等が確定いたしましたことにより歳入に令和7年度で入ってくるもの、また歳出に令和6年度分として受け入れた国庫負担金などにつきまして、精算により超過交付金として返還しなければならない額等を計上するもので、歳入歳出それぞれ47億9,170万1千円を追加し、総額をそれぞれ3,067億2,533万8千円とするものでございます。

それでは、139ページから143ページの事項別明細書により御説明いたし

ます。

まず、歳入でございます。142ページをお開きください。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 3目 療養給付費負担金を、3,411万4千円増額いたしております。これは令和6年度療養給付費の実績確定精算に伴い、負担不足となっておりました市町村の負担額を計上いたしましたものでございます。

2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 高額医療費負担金を、1,861万5千円増額いたしております。これは令和6年度高額医療費の実績確定に伴い、国庫負担金の不足を計上いたしましたものでございます。

2項 国庫補助金 1目 調整交付金は、1,636万円増額いたしております。これは資格確認書の暫定運用延長に伴う資格確認書の印刷、郵送等のかかり増し経費などでございます。

3款 県支出金 1項 県負担金 2目 高額医療費負担金を、1,861万5千円増額いたしております。これは先ほど説明いたしました、国庫負担金と同額になりますが、令和6年度高額医療費の実績確定に伴い、県負担金の不足額を計上いたしましたものでございます。

6款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金を、346万円増額いたしております。これは金利の上昇に伴い、運営安定化基金における利息の増額分を計上いたしましたものでございます。

9款1項1目 繰越金を、47億53万7千円増額いたしております。これは令和6年度後期高齢者医療特別会計の決算におきまして、令和7年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

続きまして歳出でございます。143ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費を、1,635万8千円計上いたしております。これは先ほど歳入におきまして説明いたしました、2款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金に計上いたしました、資格確認書の暫定運用延長に伴う資格確認書の印刷、郵送等のかかり増し経費を補助金として計上いたしましたものでございます。なお、補正額の財源内訳欄のマイナス2千円は財源更正でございます。

6款1項 基金積立金 1目 運営安定化基金積立金につきまして、346万円増額いたしております。これは先ほど歳入におきまして御説明いたしました、

6款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金に計上いたしたものと同額を予算計上するものでございます。

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 4目 償還金を、29億1,131万1千円計上いたしております。これは令和6年度療養給付費等の国、県、市町村などの負担金の確定、精算により償還金として返還するものでございます。

9款1項1目 予備費は、18億6,057万2千円増額いたしております。これは先ほど歳入におきまして御説明いたしました9款1項1目の、繰越金につきまして、国などへの返還金などの精算額が確定したものを控除したものであり、現段階では特定の用途がないことから予備費に計上いたしたものでございます。以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、議案第8号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次に、日程第12 「一般質問」を行います。

それでは、通告による一般質問の発言を許可いたします。

7番、持留良一議員。

〔持留議員 起立〕

○7番（持留 良一君） はい。それでは一般質問をしたいと思います。

1つは健康保険証の問題です。

先ほども資格確認書が送付されたということで送付漏れはないと、受け取り漏れはないと確認をしたいと思いますが、この暫定運用について2つ。

1つがなぜ延長になったのかということですね。

また、今後マイナ保険証に関わる問題、今起きている様々な問題ありますけれども、このマイナ保険証に関わる問題が本当に解決するのかと。これまでも二転三転、様々な形でこのマイナ保険証に変わってはですね、問題が出てきて、とうとう今日でも紙の保険証も使えるというような状況までなってきましたけれども、改めてこの問題がですね、引き起こしている点について御回答いただきたいと思います。

それから2割負担の問題。

自己負担の2割の方の配慮措置が終わるわけですが、社会保障審議会医療保険部会の報告2024年8月30日で窓口負担割合の見直しの影響についてということで調査をしてまして、その報告も一般マスコミ等にも公表もされている中身でもあります。窓口負担の医療見直しの影響について、医療サービスの利用負担が1%減少し、医療費総額が3%程度減少と報告されています。配慮措置による負担の影響はどのように考えていらっしゃるのか。

例えばということで、外来受診医療総医療費4万の方が2割負担の場合には、配慮措置を受けての月額負担と配慮終了後の月額負担はどうか教えていただきたいと思います。

3点目は、出産育児一時支援金、子ども子育て支援金の問題です。

令和6年・7年度出産育児支援金の一人当たりの金額から、令和8年・9年度の負担はどうなっていくのかお願いしたいと思います。

令和9年度の子ども子育て支援金はどうなるのか、これもお願いします。

4番目は一部負担金の問題です。

なかなかこの一部負担金、本人の一部負担金というのは、制度が徹底されていないと理解度も大変進んでないという意見もあります。

そこで、災害その他の厚生労働省で定める特別な事情が一部負担金を払うこと

が困難であると認められる場合、一部負担金の減免等がありますけれども、運用の徹底が求められています。各自治体との連携をどのように図っているのか、また課題があればどのように図っていくのかですねお聞きしたいです。

最後の問題は、来年度からの保険料動向の対策と考え方についてです。

2年毎の見直しがまた来年度から始まるわけですがけれども、いろいろ準備はされていると思いますけれども、来年度の医療費の動向はどのようになるのか、財政安定化基金を活用しての高齢者に負担をかけない、そういう意味で安定化基金で保険料を引き上げない、引き下げることを求めていますけれども、どのような考えなのかお聞かせください。

〔持留議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） ただいま持留議員から大きく4点、質問いただきました。順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、資格確認書の暫定運用の延長についてでございます。

これにつきましては、厚生労働省からの事務連絡により、後期高齢者がIT情報技術に不慣れなどの理由によりまして、マイナ保険証への移行に一定の期間を要すると考えられることなどから、マイナ保険証を基本とする仕組みへ円滑に移行するために、令和6年12月から暫定的な運用としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず、全被保険者に資格確認書を交付するという対応を取ることになりました。

令和7年8月以降の暫定運用を一年延長した背景には、マイナ保険証の利用率は上昇しているものの、他の年代と比較して後期高齢者の利用率は相対的に低い状況にあり、年次更新時の混乱を回避するため、マイナ保険証のデジタルと資格確認書のアナログの併用期間を一定期間確保することで円滑に移行していただくという観点から、暫定運用を継続することになったところでございます。

マイナ保険証に関わる問題についてでございますが、当広域連合へは大きなトラブル等の報告を今のところ受けておりませんが、マイナ保険証の利用率が低いことが暫定運用の継続になった理由であると認識しているところであり、マイナ保険証利用率向上のためには、被保険者へのマイナ保険証にかかる周知が欠かせ

ないと考えております。

マイナ保険証利用のメリットとして過去の健康医療データに基づいた、より適切で質の高い医療を低額の窓口負担で受けることが可能になることや、手続不要で高額療養費の自己負担分を超える支払いが不要になることなどが挙げられます。

従いまして当広域連合といたしましては、これまでもすべての被保険者へ年次更新時に配布するリーフレットや当広域連合のホームページに掲載することなどで、マイナ保険証利用のメリットの周知に努めているところでございます。なお、医療機関における機器のトラブル等のニュースも耳にしておりますが、高齢者の方がマイナ保険証を安心して利用できるように、国等の関係機関へ要望してまいりたいと考えております。

自己負担2割の方への配慮措置終了に関してでございます。

外来受診総医療費4万円の方が2割負担の場合に配慮措置を受けた場合は、総医療費の4万円の1割にあたる負担額4千円に配慮措置の上限3千円を加算し、月額7千円となります。配慮措置終了後は、総医療費の4万円に対する2割分として、月額8千円となり千円の負担増となります。

令和7年9月をもって配慮措置は終了したところでございますが、国におきまして設置されたコールセンターの活用、当広域連合におきましても国と連携し、ガイドブックやホームページで周知に努めたところでございまして、現在のところ大きな問題は生じておりません。

出産育児支援金、子ども子育て支援金についてでございます。

広域連合も負担する出産育児支援金は、令和6年度が1億8,494万4,298円の支出となっており、一人当たりの金額は約670円となっております。令和7年度は概算でございますが1億5,518万8,604円の支出となっており、一人当たりの金額は約555円となっております。令和8・9年度の出産育児支援金の一人当たりの金額は、現在試算中ではございますが、2か年で6億8,745万4千円を見込んでおり、一人当たりの金額は令和8・9年度でそれぞれ約1,243円となる見込みでございます。

子ども子育て支援金は、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合いや連帯の仕組みとして新設されたもので、令和8年度から全保険者で支援金を負担することとされております。支援金の総額は、令和8年度が約6千億円、令和9年度が約8千億円となっており、全国の広域連

合で全体の100分の8を負担することとなっております。個人毎の支援金の計算は後期高齢者医療分とは別に計算を行います。徴収方法につきましては、後期高齢者医療保険料と合わせて徴収する形となります。

一部負担金についてでございます。

一部負担金の減免につきましては、風水害、火災等の災害、長期入院、農作物の不作、事業廃止等の場合に被保険者からの申請に基づき行っております。手続の流れといたしましては、各自治体が受付をした申請書等を当広域連合で審査し、できるだけ速やかに減免決定等の通知を送付しているところでございます。

御質問の各自治体との連携についてでございますが、今年8月発生した台風12号等の大きな災害につきましては、国から一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて適切な措置を講ずるよう要請する旨の通知が発出されておりました。各自治体にも情報共有をしております。その他、年度初めの担当者研修会など、機会があるごとに周知連携に努めているところでございます。今後とも各自治体と連携を密に図りながら、きめ細やかな対応に努めてまいります。

来年度からの保険料動向と対策についてでございます。

まず医療費の動向についてでございますが、来年度も増加が見込まれます。再三にわたり、繰り返しになりますが、被保険者の数の増加や高額な医療機器の導入や新しい治療法、新薬の使用等による医療費の高度化が要因と挙げられているところでございます。

財政安定化基金の活用についてでございます。

財政安定化基金は県が保有する基金でございますが、令和6・7年度の基金の活用につきましては、県との協議の結果、当広域連合が設置しております運営安定化基金や剰余金の活用を優先することとなったため、令和6・7年度は財政安定化基金の活用までには至りませんでした。

一方、令和8・9年度につきましては、国より新たに財政安定化基金の特例交付の指針が示されたことから、この新たな指針のもとに県とさらなる協議を重ね、被保険者の負担ができるだけ小さくなるよう適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 持留議員、他に発言ございますか。

○7番（持留 良一君） はい、お願いします。

○議長（川越 桂路君） 持留良一議員。

〔持留議員 起立〕

○7番（持留 良一君） はい、まず質問1からいきたいと思いますけども、ここで高齢者の保有率ですね。カードのですね、マイナンバーカードを含めての保有率はどのくらいあるのか、まず教えてください。

〔持留議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 鹿児島県での後期高齢者のマイナ保険証利用に係る登録率及び利用率についてでございますが、令和7年7月末時点のマイナ保険証の登録率は74.72%、マイナ保険証の利用率は37.25%になっています。これは登録率は全国で7位、それから利用率は全国8位となっているところでございます。前年の同時期と比較すると、登録率は11.67%の増、利用率は22.90%の増となっております。

〔松元事務局長 着席〕

〔挙手をする者あり〕

○議長（川越 桂路君） 持留良一議員。

〔持留議員 起立〕

○7番（持留 良一君） 保有率と利用率は差がありますよね。それだけ利用しにくいという点も、この数字からも見て取れることがあるんじゃないかなというふうに思います。

もう一つ、マイナ保険証の問題で、119番通報したらマイナ保険証を用意してくださいと言われたと。ところがなかったんですけども、その聞かれた中身がタブレット端末が、まあ、いろんな先ほど言われたとおり病歴とか処方箋、受診した医療機関などの情報が閲覧でき、適切な応急処置や搬送の病院での治療の事前準備ができると。まあ、政府はそういうふうにPRしてるんですけども、そういうことだったら、もうマイナ保険証は患者さんとの関係でいくと、もうかえて紙の保険証の方がですね、すぐ救急車ですので、そういうことで対応ができるのではないかという、まあそういう意見も出てます。

またマイナ保険証に変わって9割の医療機関で何らかのトラブルが、いわゆるカードリーダーがなくてですね、有効期限が切れて大いに増加してるけど、カードリーダーの接続不良など機器のトラブルも増えているというようなことも、全国保険医団体連合会からの報告にも上がっています。そうなってくると、改めてこの保険証に今どういうことを求められているのかというのがあると思うんですけれども。その健康保険証の意見書が全国で231議会で上がっています。従来の保険証の存続ですね。そして廃止と撤回し、再発行の継続も求めるというふうになってますけども、連合会として、この問題についてそういう方向での考えで国に対して対応していくという考え方はないのか、お聞かせください。

会長でもいいと思います。

〔持留議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川越 桂路君） 中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） マイナンバーにつきましては、制度変更につきましていろいろ困難があったり、なかなか定着がスムーズにいけないというのは御案内のとおりでございます。

ただ、これはいろんな仕事をするところという大きな制度変更みたいな時にはですね、いろんな形で不具合が出たり中にはなかなかそれに慣れなかったりして時間がかかるわけですので、今回も国もそういうことでいろんな事業施策をして、併用期間といった期間をずらして、国民の中にしっかり理解をしていただくという期間をしっかりとさらに設けてですね、定着を図ろうという方針でございますので、私はこの間にですね、国がしっかりとこの制度設計、マイナンバーカードについてですね、メリット、あるいは使い勝手の良さですね、そのあたりをしっかりとPRし、速やかにですね導入の方向に向けてですね、努力していただけるようお願いしたいと思っています。

〔中西広域連合長 着席〕

〔挙手をする者あり〕

○議長（川越 桂路君） 48条の規定により3回終わっていますので、質疑を終了するということとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは以上で持留議員の一般質問を終了いたします。

以上で通告による一般質問を終わります。

他になければ、これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（川越 桂路君） 以上で、今議会に付議された案件は全て議了いたしました。

ここで中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 本日は、御提案いたしました議案等につきまして、慎重な御審議を賜りいずれも原案のとおり可決を賜りましたことに対しまして心から感謝を申し上げたいと思います。

広域連合といたしましては、今後とも関係機関団体と連携を図りながら、本制度の円滑な運営に努めることは、何よりも重要であるというふうに考えております。議員の皆様方には、引き続きまして御理解と御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして閉会への挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〔中西広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時46分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 川 越 桂 路

署名議員 下 鶴 隆 央

署名議員 隈 崎 悦 男